

四半期報告書

(第146期第2四半期)

自 平成25年7月1日

至 平成25年9月30日

川崎汽船株式會社

目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) ライツプランの内容	11
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(6) 大株主の状況	12
(7) 議決権の状況	13
2 役員の状況	13
第4 経理の状況	14
1 四半期連結財務諸表	15
(1) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	15
四半期連結損益計算書	15
四半期連結包括利益計算書	16
(2) 四半期連結貸借対照表	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	25
第二部 提出会社の保証会社等の情報	26

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【四半期会計期間】	第146期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	川崎汽船株式会社
【英訳名】	Kawasaki Kisen Kaisha, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 朝倉次郎
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番
【電話番号】	(078)325 8727（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	神戸総務グループ長 田辺賢洋
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3595 5637（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	経理グループ長 坂本隆道
【縦覧に供する場所】	川崎汽船株式会社本社 （東京都千代田区内幸町二丁目1番1号） 川崎汽船株式会社名古屋支店 （名古屋市中村区那古野一丁目47番1号） 川崎汽船株式会社関西支店 （神戸市中央区栄町通一丁目2番7号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第145期 第2四半期連結 累計期間	第146期 第2四半期連結 累計期間	第145期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高（百万円）	546,213	606,550	1,134,771
経常利益（百万円）	9,075	20,023	28,589
四半期（当期）純利益又は四半期純損失 （△）（百万円）	△1,124	14,736	10,669
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	238	45,914	81,959
純資産額（百万円）	280,655	405,094	361,975
総資産額（百万円）	1,106,825	1,249,996	1,180,433
1株当たり四半期（当期）純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額（△）（円）	△1.34	15.71	12.07
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	—	15.64	—
自己資本比率（％）	23.68	30.66	28.85
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	19,551	61,743	59,756
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△18,538	△16,170	△27,212
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	34,873	14,211	26,364
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残 高（百万円）	130,063	222,883	159,075

回次	第145期 第2四半期連結 会計期間	第146期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は1株当 り四半期純損失金額（△）（円）	△0.50	8.27

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 第145期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。
4. 第145期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものです。

(1) 業績の状況

(億円未満四捨五入)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	増減額	増減率
売上高 (億円)	5,462	6,066	603	(11.0%)
営業損益 (億円)	121	198	76	(62.7%)
経常損益 (億円)	91	200	109	(120.6%)
四半期純損益 (億円)	△11	147	159	(—)

為替レート (¥/US\$) (6ヶ月平均)	¥79.73	¥98.03	¥18.30	(23.0%)
燃料油価格 (US\$/MT) (6ヶ月平均)	US\$685	US\$628	△US\$57	(△8.3%)

当第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）（以下、「当累計期間」と表示する）における世界経済は、米国経済が緩やかな回復傾向を見せました。また債務問題を背景として景気低迷が長期化していた欧州においても、漸く下げ止まりの兆候が見られるようになりました。新興国においては、中国で経済成長減速に歯止めがかかりつつありますが、インドなどでは引き続き低い経済成長率となりました。

国内経済は、輸出が増加し、民間消費が伸びるなど、景気回復傾向にあります。

コンテナ船市況は、低迷する欧州経済の影響を受け、特に欧州航路で運賃市況が低水準で推移しました。自動車船事業では、完成車の日本出し輸送は伸び悩みを見せました。一方、ドライバルク市況は中国向け鉄鉱石の輸送量増加などを要因として8月以降に大幅に回復しました。燃料価格高騰の沈静化による収支改善効果や数年来継続した円高傾向の是正による増収効果などがあったものの、海運業を取りまく事業環境は依然として不安定な状態が継続しました。

以上の結果、当累計期間の売上高は6,065億50百万円（前年同期比603億36百万円の増加）、営業利益は197億63百万円（前年同期比76億14百万円の増加）、経常利益は200億23百万円（前年同期比109億47百万円の増加）、四半期純利益は147億36百万円（前年同期は11億24百万円の四半期純損失）となりました。

セグメントごとの業績概況は次のとおりです。

(億円未満四捨五入)

		前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	増減額 (増減率)
コンテナ船	売上高 (億円)	2,711	2,943	232 (8.6%)
	セグメント損益 (億円)	38	15	△22 (△59.3%)
不定期専用船	売上高 (億円)	2,441	2,776	336 (13.7%)
	セグメント損益 (億円)	79	219	140 (176.4%)
海洋資源開発 及び重量物船	売上高 (億円)	109	166	57 (51.9%)
	セグメント損益 (億円)	△26	△19	7 (—)
その他	売上高 (億円)	201	180	△21 (△10.5%)
	セグメント損益 (億円)	26	20	△7 (△25.2%)
調整額	セグメント損益 (億円)	△26	△35	△9 (—)
合計	売上高 (億円)	5,462	6,066	603 (11.0%)
	セグメント損益 (億円)	91	200	109 (120.6%)

①コンテナ船セグメント

[コンテナ船事業]

当累計期間の積高は、北米航路では往復航全体で前年同期並みとなりました。一方、欧州航路では、景気低迷に伴う荷量減に対応して当社スペースを削減したことから、積高は前年同期比約9%の減少となりました。アジア・南北航路においては、不採算航路の合理化をさらに進めた結果、前年同期比で20%弱の減少となり、これらにより当社グループ全体の積高は前年同期比約10%の減少となりました。新造大型船の竣工が続く一方、荷動きは力強さを欠いたため、夏場の運賃修復は小幅に留まり、運賃レベルは前年同期比で悪化しました。

当社グループでは大型新造省エネ船投入に伴う運航効率化や、減速運航をはじめとするコスト削減対策に取り組みましたが、業績は前年同期比で悪化となりました。

[物流事業]

当累計期間においては、国内物流とアジアを中心とする国際物流は堅調に推移しましたが、日本出しの航空輸出貨物の取扱高の落ち込みが大きく、物流事業全体では業績は前年同期比で悪化となりました。

以上の結果、コンテナ船セグメントでは、前年同期比で増収減益となりました。

②不定期専用船セグメント

[ドライバルク事業]

大型船においては、中国向けの鉄鉱石の荷動きが大幅に伸びたことに加え、季節要因による鉄鉱石出荷状況の改善などにより船腹余剰感がやや緩和されたことから、市況は8月以降大幅に改善しました。中小型船においても、大型船市況上昇の影響に加え、秋口に向けて北米の新穀出荷量増加への期待が重なり、市況は9月に入り改善しました。このような事業環境を背景に、当社グループは期を通じて運航コストの削減を行い、効率的配船に努めた結果、前年同期比で増収増益となりました。

[自動車船事業]

当累計期間の完成車荷動きは、欧州、北米発の極東向け貨物や大西洋水域内貨物などは堅調に推移したものの、日本発の貨物は北米向けや中近東向けなど一部を除いて伸び悩み、当社グループの総輸送台数は前年同期比で約4%減少しました。こうした事業環境のもと、当社グループでは輸送契約の見直しや航路改編など運航効率の改善に継続的に取り組みました。これにより、中近東航路や中南米航路などで順調に利益を確保し、また大西洋航路の収益性も改善したことなどから、当累計期間の業績は前年同期比で増収増益となりました。

[エネルギー資源輸送事業（液化天然ガス輸送船事業・油槽船事業）]

液化天然ガス輸送船、大型原油船、LPG船は、中長期の期間傭船契約のもとで順調に稼働しました。中型原油船、石油製品船は、前期までに返船・処分による船隊規模縮小を行い、低迷が続く市況の影響を限定的なものとしています。これらの結果、エネルギー資源輸送事業全体では前年同期比増収増益となりました。

[近海・内航事業]

近海船においては、バルク輸送では、国内セメントメーカーの堅調な生産活動を背景に、石炭、石膏、セメントなどで安定した輸送量を確保しました。木材輸送では、復興需要などで輸入合板の輸送量が前年同期を上回りましたが、チップ輸送は市況低迷が続きました。鋼材・雑貨輸送では、航路改編により海峡地向けの輸送量が減少し、インドネシア向け輸送量が前年同期比増加しました。また、タイ向けは前年同期並みの輸送量となりました。

内航船においては、不定期船輸送では、石灰石及び石炭の各専用船は安定的に稼働し、小型貨物船も荷動きが増加したことから稼働率が上がりました。定期船輸送では、安定した天候に加え積極的な営業活動により、輸送量は前年同期比増加しました。フェリー輸送では、新造船の投入効果もあり旅客・乗用車の輸送量は前年同期比大幅に増加しました。

以上の結果、不定期専用船セグメント全体では、前年同期比で増収増益となりました。

③海洋資源開発及び重量物船セグメント

[海洋資源開発事業（エネルギー関連開発事業・オフショア支援船事業）]

オフショア支援船事業においては、旺盛な海底油ガス田の掘削活動に伴い、船腹需給は堅調に推移し、全船が順調に稼働しました。ドリルシップ（海洋掘削船）も順調に稼働し、収益確保に貢献しました。海洋資源開発事業全体では、海外子会社における為替評価損の影響を受け、業績は前年同期比で悪化しました。

[重量物船事業]

重量物船事業においては、運賃市況は依然低い水準にあるものの、前年同期比では若干の回復がありました。また、本事業参入時に資産計上したのれん代の償却負担がなくなったことも影響し、前年同期比では増収となり損失が縮小しました。

以上の結果、海洋資源開発及び重量物船セグメント全体では、前年同期比で増収となり損失が縮小しました。

④その他

その他には、船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等が含まれており、当累計期間の業績は前年同期比減収減益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて、638億8百万円増加して、2,228億83百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益が197億33百万円となり、デリバティブ債権債務の増減額236億12百万円の影響等もあったことから、617億43百万円のプラス（前第2四半期連結累計期間は、195億51百万円のプラス）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出等により161億70百万円のマイナス（前第2四半期連結累計期間は、185億38百万円のマイナス）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行による収入等により142億11百万円のプラス（前第2四半期連結累計期間は、348億73百万円のプラス）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

①基本方針の内容の概要

当社は、株主の皆さま、顧客、取引先、従業員、地域社会など当社を巡るステークホルダー（利害関係者）との共存・共栄を図り、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を目指す者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として望ましいと考えます。従いまして、この考え方に反する行動を取る者は、望ましくないと考えています。

当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値・株主共同の利益に資さないものも存在します。従いまして、そのような大規模買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(イ)経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、平成20年4月に、創立100周年となる平成31年を見据えた中期経営計画「“K” LINE Vision 100」を策定し、メインテーマを「共利共生と持続的成長」として、5つの基本課題に継続的に取り組んできています。

一方、その後の世界経済情勢の急激な変化や海運市況の乱高下、自然災害の発生や円高の進行、燃料油価格の高騰等、当社を取りまく事業環境の著しい変化に対応すべく経営計画の見直しを行ってまいりましたが、平成24年4月には新中期経営計画「“K” LINE Vision 100 - Bridge to the Future -」を策定し、5つの基本課題に加え「2012年度経常損益の黒字化」「安定収益体制の構築」「財務体質の強化」を新たな3つの最重要課題として掲げました。必達の課題として掲げていた「2012年度経常損益の黒字化」を達成することができましたが、引き続き経常黒字の維持・確保に取り組んでまいります。

5つの継続課題

- I 環境保護への取組み
- II 確固たる安全運航管理体制
- III 最適・最強組織によるボーダレス経営
- IV 戦略投資と経営資源の適正配分
- V 企業価値の向上とリスク管理の徹底

3つの最重要課題

- I 2012年度経常損益の黒字化
- II 安定収益体制の構築
- III 財務体質の強化

(ロ)コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、その社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくためにも、コーポレート・ガバナンス体制の強化とリスク・マネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効率的にガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まってコーポレート・ブランド価値を高めるよう、継続的に努力しています。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成18年6月開催の定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を導入し、平成21年6月開催の定時株主総会において、その方針に所要の変更を加えたくて更新しています。また、平成24年6月26日開催の定時株主総会において、さらなる変更を加えたくて更新することにつき、株主の皆さまからご承認を受け、同日付で更新しました。

④当社の導入した買収防衛策が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての取締役会の判断及びその理由

(イ)当該取組みが基本方針に沿うものであること

当社の買収防衛策は、当社株式等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応ずるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆さまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、さらに株主の皆さまのために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上するための枠組みであり、基本方針に沿うものと判断しています。

(ロ)当該取組みが当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、当社の買収防衛策は基本方針に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(i) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

経済産業省及び法務省が公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しています。

(ii) 株主意思を重視するものであること

当社取締役会は、所定の場合には株主総会を招集し、買収防衛策を発動するか否かの判断を株主の皆さまに行って頂きます。

当社の買収防衛策の有効期間は、平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までの約3年間としており、かつ、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されます。

(iii) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

当社の買収防衛策は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(iv) 独立委員会の設置

当社は、買収防衛策に関し、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために買収防衛策の運用に際しての判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しており、当社取締役会による恣意的な運用ないしは発動を防止するための仕組みが確保されています。

(v) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

当社の買収防衛策は、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従いまして、当社の買収防衛策はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における研究開発費の総額は7百万円です。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

コンテナ船事業では、米国経済が緩やかな回復傾向を見せる一方で、欧州経済は依然不透明感が強いことなどを鑑み、当社グループは『選択と集中』を柱とする慎重な事業運営を継続します。需要に即した減便による運航コストの削減、減速運航の徹底、及び世界各地でのコスト削減活動を強化すると共に、運賃修復にも引き続き取り組みます。また、情報技術を活用した航路管理の強化を進め、収益性改善に努めます。

物流事業では、日本出しの航空輸出貨物は下期に向け回復傾向が見受けられます。また、陸送などの国内物流やアジアを中心とする国際物流は堅調に推移するものと見込みます。

ドライバルク事業では、大型船・中小型船共に市況は回復傾向にあるものの、船腹供給の過剰感は完全には払拭されていません。しかし、中国経済の減速懸念が一時後退し荷動きも回復していることから、市況は当面の間好調を維持するものと予想されます。当社グループは引き続き効率的配船や、運航コスト削減等、あらゆる収支改善策に取り組みます。

自動車船事業では、欧州市場の低迷の長期化や、中国・インド・ロシアなど新興国市場の成長鈍化が懸念材料となっていますが、北米や中近東市場などが好調に推移しており、完成車の海上輸送需要としては、一般的に堅調に推移するものと予想します。円高の是正に伴い日本からの完成車輸出も増加することが期待されていますが、日本メーカーの海外への生産移転が進んでおり、数年来の円高基調によって落ち込んだ日本からの出荷台数の回復は、短期的には難しいものと見込みます。

エネルギー資源輸送事業のうち、液化天然ガス輸送船事業では、中長期の傭船契約を背景に安定稼働を見込みます。油槽船事業では、市況の本格的な回復に今しばらく時間を要する見込みです。大型原油船、LPG船は中長期の傭船契約のもとで安定収益の確保に取り組む一方、中型原油船、石油製品船については、効率的配船により収支改善を図ります。

近海事業では、引き続き適正船腹量の調整と運航コストの削減を図り、競争力を高め、きめ細かい事業運営に努めます。

内航事業のうち、不定期船輸送では、新規顧客・貨物の開拓を進めます。定期船輸送では、北海道・関東・九州の輸送需要に的確に応えるべく代替船の建造など船隊整備を検討し、更に積極的な営業展開を図ります。フェリー輸送では、東北・北海道地域に密着した生活航路という使命を果たすべく、安定した運航に努めます。

海洋資源開発事業では、オフショア支援船及びドリルシップの安定稼働による収益への貢献を見込みます。

重量物船事業では、比較的競合の多い中小型船マーケットにおいては市況の回復には時間を要する見込みです。船位自動保持システムを搭載した大型船の高性能を生かして収益性の高いオフショア案件やプロジェクト貨物の増量を進め、収支改善を図ります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	939,382,298	939,382,298	東京、名古屋、福岡 各証券取引所 (東京、名古屋は市場 第一部に上場)	単元株式数 は1,000株 である。
計	939,382,298	939,382,298	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(転換社債型新株予約権付社債の権利行使を含む)により発行された株式数は、含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりです。

2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	
決議年月日	平成25年9月10日
新株予約権の数	5,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	159,235,668株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	314円(注)2
新株予約権の行使期間	平成25年10月10日～ 平成30年9月12日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 314円 資本組入額 157円(注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数1,000株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)2記載の転換価額で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債権者に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行いません。

2 (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。

(ロ) 当初転換価額は、314円とします。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時 価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3 平成25年10月10日から平成30年9月12日まで（行使請求受付場所現地時間）とします。ただし、①130%コールオプション条項による繰上償還、クリーンアップ条項による繰上償還、税制変更による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還及びスクイーズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（ただし、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。上記いずれの場合も、平成30年9月12日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできません。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができます。

4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5 (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとし、かつ、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとし、本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債、本新株予約権又はこの両方に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従うものとします。なお、転換価額は上記(注)2(ハ)と同様の調整に服するものとします。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにします。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めます。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とします。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(注)3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行います。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できません。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債にかかる信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高(百万円)
平成25年7月 1日～ 平成25年9月30日	—	939,382	—	75,457	—	60,302

(6) 【大株主の状況】

(平成25年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8 番11号	56,584	6.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番 3 号	55,993	5.96
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託川崎重工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目 8 番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オ フィスタワーZ棟	30,000	3.19
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号 日比谷国際ビル	28,174	2.99
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアantz アカウント エスクロウ CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	英国、ロンドン 5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, U.K. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	20,989	2.23
ビービーエイチ ボストン ジー エムオー インターナショナル イントリンシツク バリュウ BBH BOSTON CUSTODIAN FOR GMO INTL INTRINSIC VALUE FUND (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	米国、ボストン 40 WATER STREET, BOSTON MA 02109, U. S. A. (東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号)	20,629	2.19
ザ バンク オブ ニューヨーク ージャスディックトリーティー アカウント THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ベルギー王国、ブリュッセル AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	19,696	2.09
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番 1 号	19,107	2.03
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号	18,688	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	東京都中央区晴海一丁目 8 番11号	15,746	1.67
計	—	285,609	30.40

- (注) 1. みずほ信託銀行株式会社退職給付信託川崎重工業口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の議決権は、川崎重工業株式会社が保持しています。この他、川崎重工業株式会社が所有している当社株式は 2,923千株 (発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.31%) あります。
2. 以下のとおり、大量保有報告書の写しを受けていますが、当社としては当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には反映していません。

(大量保有報告書の内容)

氏名又は名称	住所	提出日(上段) 報告義務発生日 (下段)	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号	平成25年10月7日 平成25年9月30日	36,253,000	3.86
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番1号	平成25年10月4日 平成25年9月30日	30,154,000	3.21

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,721,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 934,339,000	934,339	—
単元未満株式	普通株式 1,322,298	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	939,382,298	—	—
総株主の議決権	—	934,339	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」は、当社保有株式1,373,000株及び相互保有株式2,348,000株です。
 2. 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が12,000株(議決権12個)含まれています。
 3. 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式657株が含まれています。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
川崎汽船(株)	神戸市中央区海岸通8番	1,373,000	—	1,373,000	0.14
清水川崎運輸(株)	静岡市清水区港町一丁目 5番1号	22,000	—	22,000	0.00
(株)リンコーコーポレーション	新潟市中央区万代五丁目 11番30号	983,000	—	983,000	0.10
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託リンコーコーポレーション口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目 8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィス タワーZ棟	1,343,000	—	1,343,000	0.14
計	—	3,721,000	—	3,721,000	0.39

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
売上高		
海運業収益及びその他の営業収益	546,213	606,550
売上原価		
海運業費用及びその他の営業費用	502,318	551,739
売上総利益	43,895	54,811
販売費及び一般管理費	※ 31,746	※ 35,048
営業利益	12,148	19,763
営業外収益		
受取利息	543	532
受取配当金	1,638	1,276
持分法による投資利益	1,194	1,483
為替差益	—	2,028
その他営業外収益	1,153	1,389
営業外収益合計	4,529	6,710
営業外費用		
支払利息	4,890	5,445
為替差損	1,000	—
その他営業外費用	1,712	1,005
営業外費用合計	7,602	6,450
経常利益	9,075	20,023
特別利益		
固定資産売却益	6,096	3,178
投資有価証券売却益	742	1,470
その他特別利益	706	352
特別利益合計	7,545	5,000
特別損失		
減損損失	392	2,174
投資有価証券評価損	17,988	2,600
その他特別損失	1,293	515
特別損失合計	19,674	5,290
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△3,053	19,733
法人税、住民税及び事業税	3,796	4,036
法人税等調整額	△6,963	△196
法人税等合計	△3,167	3,839
少数株主損益調整前四半期純利益	114	15,893
少数株主利益	1,238	1,157
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1,124	14,736

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	114	15,893
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,434	9,826
繰延ヘッジ損益	△5,079	14,025
土地再評価差額金	—	272
為替換算調整勘定	861	4,871
持分法適用会社に対する持分相当額	△92	1,026
その他の包括利益合計	123	30,021
四半期包括利益	238	45,914
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,141	44,647
少数株主に係る四半期包括利益	1,379	1,266

(2) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	162,126	181,112
受取手形及び営業未収金	86,883	98,129
短期貸付金	1,961	3,019
有価証券	0	49,994
原材料及び貯蔵品	42,690	44,888
繰延及び前払費用	41,090	41,416
その他流動資産	20,455	20,110
貸倒引当金	△962	△1,060
流動資産合計	354,246	437,611
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	560,474	553,942
建物及び構築物（純額）	23,675	21,850
機械装置及び運搬具（純額）	7,202	7,367
土地	28,202	25,645
建設仮勘定	39,291	47,542
その他有形固定資産（純額）	4,204	3,825
有形固定資産合計	663,051	660,172
無形固定資産		
のれん	674	590
その他無形固定資産	5,223	5,138
無形固定資産合計	5,898	5,729
投資その他の資産		
投資有価証券	87,118	96,414
長期貸付金	16,711	16,617
その他長期資産	53,740	33,791
貸倒引当金	△332	△340
投資その他の資産合計	157,238	146,483
固定資産合計	826,187	812,385
資産合計	1,180,433	1,249,996

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	82,606	91,083
短期借入金	96,578	84,143
未払法人税等	1,990	3,259
引当金	2,386	2,747
その他流動負債	78,010	100,443
流動負債合計	261,573	281,677
固定負債		
社債	48,699	53,510
長期借入金	428,869	441,786
特別修繕引当金	16,483	15,374
その他の引当金	8,878	8,696
その他固定負債	53,954	43,856
固定負債合計	556,884	563,223
負債合計	818,458	844,901
純資産の部		
株主資本		
資本金	75,457	75,457
資本剰余金	60,315	60,312
利益剰余金	223,287	232,444
自己株式	△904	△901
株主資本合計	358,155	367,312
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,475	12,277
繰延ヘッジ損益	△8,104	6,248
土地再評価差額金	2,350	6,054
為替換算調整勘定	△14,306	△8,687
その他の包括利益累計額合計	△17,584	15,891
少数株主持分	21,404	21,890
純資産合計	361,975	405,094
負債純資産合計	1,180,433	1,249,996

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△3,053	19,733
減価償却費	23,890	26,111
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△124	47
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△341	△226
特別修繕引当金の増減額(△は減少)	△1,570	△1,146
受取利息及び受取配当金	△2,181	△1,809
支払利息	4,890	5,445
為替差損益(△は益)	△1,893	△2,158
有形固定資産売却損益(△は益)	△6,064	△3,176
投資有価証券売却損益(△は益)	△706	△1,470
減損損失	392	2,174
投資有価証券評価損益(△は益)	17,988	2,600
売上債権の増減額(△は増加)	△10,079	△9,918
たな卸資産の増減額(△は増加)	△2,415	△1,923
その他の流動資産の増減額(△は増加)	5,234	2,881
仕入債務の増減額(△は減少)	5,724	6,985
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△2,790	3,595
デリバティブ債権債務の増減額	—	23,612
その他	257	△3,657
小計	27,157	67,701
利息及び配当金の受取額	2,291	2,352
利息の支払額	△4,884	△5,467
法人税等の支払額	△3,120	△2,843
その他	△1,893	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,551	61,743
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△11,192	△783
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	5,118	5,322
有形固定資産の取得による支出	△57,436	△40,872
有形固定資産の売却による収入	48,401	27,246
無形固定資産の取得による支出	△288	△530
長期貸付けによる支出	△203	△186
長期貸付金の回収による収入	5,652	583
その他	△8,590	△6,949
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,538	△16,170

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△107	△1,542
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	△17,000	—
長期借入れによる収入	66,856	67,539
長期借入金返済等に係る支出	△35,271	△72,844
社債の発行による収入	—	49,939
社債の償還による支出	△189	△25,685
株式の発行による収入	20,852	—
配当金の支払額	△1	△2,331
少数株主への配当金の支払額	△298	△867
少数株主からの払込みによる収入	32	—
その他	0	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,873	14,211
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,398	4,024
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	37,284	63,808
現金及び現金同等物の期首残高	92,756	159,075
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	22	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 130,063	※ 222,883

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間から重要性の観点より船舶保有会社2社を、当第2四半期連結会計期間から重要性の観点より船舶保有会社2社を、連結範囲に含めました。また、当第2四半期連結会計期間から清算によりUNIVERSAL WAREHOUSE CO. (NW)および船舶保有会社1社を連結範囲から除外しました。なお、第1四半期連結会計期間からNeptun Crewing GmbHはSAL Heavy Lift GmbHに吸収合併されています。

(四半期連結損益計算書関係)

※ これに含まれる主要な費目及び金額

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
従業員給料及び賞与	13,685百万円	15,482百万円
賞与引当金繰入額	1,311	2,001
退職給付費用	754	730
役員退職慰労引当金繰入額	228	220
貸倒引当金繰入額	248	67
役員賞与引当金繰入額	47	41

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

(1) 保証債務

被保証者	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間 (平成25年9月30日)	被保証債務の内容
ICE GAS LNG SHIPPING CO., LTD.	6,747百万円	6,523百万円	船舶設備資金借入金等
K-NOBLE PTE. LTD.	2,719	2,715	船舶設備資金借入金
PENINSULA LNG TRANSPORT No. 3 LTD.	1,535	1,521	船舶設備資金借入金等
PENINSULA LNG TRANSPORT No. 2 LTD.	1,512	1,497	船舶設備資金借入金等
PENINSULA LNG TRANSPORT No. 1 LTD.	1,494	1,478	船舶設備資金借入金等
CAMARTINA SHIPPING INC.	1,265	1,207	船舶設備資金借入金等
その他16件 (前連結会計年度25件)	5,001	5,027	船舶設備資金借入金ほか
合計	20,277	19,972	

(2) 保証予約

被保証者	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間 (平成25年9月30日)	被保証予約の内容
シグナスインシュランスサービス㈱	404百万円	429百万円	保険業法に基づく保証予約

上記保証予約については、当第2四半期連結会計期間末現在の対応債務は存在しません。

(3) 連帯債務

連帯債務者	連帯債務他社負担額		連帯債務の内容
	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間 (平成25年9月30日)	
日本郵船㈱	274百万円	一百万円	共有船舶相互連帯債務
㈱商船三井	225	—	共有船舶相互連帯債務
飯野海運㈱	24	—	共有船舶相互連帯債務
合計	524	—	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	122,510百万円	181,112百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△12,446	△8,222
有価証券	19,998	49,993
現金及び現金同等物	130,063	222,883

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

配当金支払額

平成25年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しています。

・普通株式の配当に関する事項

①配当金総額 2,345百万円

②1株当たり配当額 2.5円

③基準日 平成25年3月31日

④効力発生日 平成25年6月26日

⑤配当の原資 利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	コンテナ船	不定期専用船	海洋資源開発 及び重量物船	その他(注)1	合計	調整額(注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
売上高							
外部顧客への売上高	271,056	244,060	10,949	20,147	546,213	—	546,213
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,622	1,398	—	18,472	23,493	△23,493	—
計	274,679	245,458	10,949	38,620	569,707	△23,493	546,213
セグメント利益又は損失(△)	3,766	7,940	△2,646	2,645	11,706	△2,630	9,075

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、船舶管理、旅行代理店及び不動産賃貸・管理業等の事業が含まれています。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△2,630百万円には、セグメント間取引消去△105百万円と各報告セグメントに配分していない全社費用△2,525百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っています。

II 当第2四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	コンテナ船	不定期専用船	海洋資源開発 及び重量物船	その他(注)1	合計	調整額(注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
売上高							
外部顧客への売上高	294,276	277,617	16,631	18,025	606,550	—	606,550
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3,964	1,374	—	21,559	26,898	△26,898	—
計	298,241	278,991	16,631	39,584	633,449	△26,898	606,550
セグメント利益又は損失(△)	1,531	21,947	△1,906	1,979	23,552	△3,529	20,023

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、船舶管理、旅行代理店及び不動産賃貸・管理業等の事業が含まれています。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額△3,529百万円には、セグメント間取引消去△77百万円と各報告セグメントに配分していない全社費用△3,451百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
3. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期純損失金額(△)	△1円34銭	15円71銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△)(百万円)	△1,124	14,736
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額(△)(百万円)	△1,124	14,736
普通株式の期中平均株式数(千株)	838,354	937,754
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	15円64銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	4,350
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成25年11月8日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 多田 修 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 要 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 聡 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている川崎汽船株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結貸借対照表、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、川崎汽船株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。